

財産承継の成功事例から学ぶニュースレター

NEWSLETTER

2021.4. Vol.134

財産承継 サポート通信

発行：◎行政書士 銚立 栄一朗事務所
〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『中国国籍の永住者（日本人の配偶者）の方の株式会社設立サポート』
- ・書籍紹介・・・『「顧客消滅」時代のマーケティング』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



行政書士 銚立 栄一朗事務所
Change&Revival 株式会社
代表 銚立 栄一朗
事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引士
ビジネス法務エキスパート◎
1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：ランニング、フットサル

<ごあいさつ>

こんにちは、財産承継コンサルタント／行政書士の銚立です。

2021年4月1日から、消費税の税込価格の表示（総額表示）の義務化がスタートしました。

「事業者が消費者に対して行う価格表示が対象」
「店頭の値札・棚札などのほか、チラシ、カタログ、広告など、どのような表示媒体でも対象」

となりますので、基本的に、すべての業種・職種のビジネスで対応が必要になると思います。

当事務所も、3月中にWebサイトの料金体系ページを税込表示に変更しております。

⇒ <https://www.hokodate-jimusyo.com/fee.html>



<サポート事例>

『中国国籍の永住者（日本人の配偶者）の方の株式会社設立サポート』

今回は、中国国籍の永住者の方の株式会社設立サポート案件をご紹介します。

中国国籍の永住者（日本人の配偶者）で、子育てをしながら貿易会社で輸出入事務のお仕事をされていたD.D様。

「もう会社を退職することが決まっていて、これから自分の会社を作りたいのですが」と当事務所にご相談のお電話をいただきました。

当事務所では、D.D様がこれからどんなビジネスを始める予定なのか、どんな事業を行う可能性

があるのか、についてヒアリングさせていただき、事業目的を整理。

その他、資本金の金額や決算日など、会社の基本的事項をD.D様と一緒に検討して、会社の定款を作成。

登記申請についてはパートナー司法書士と連携し、D.D様の株式会社の設立をサポートさせていただきました。

<お客様の声>

■「私が知りたかったことについて詳しく説明してくれて、とても分かりやすかった」（府中市 D.D様 40歳代）

つづき↓

<サポート事例>

—当初、どのようなことでお困りだったのですか？

自分の会社を作ろうと思ったとき、最初、どのくらい時間がかかるのか？どのくらい資金が必要なのか？がよく分かりませんでした。

—何がきっかけで、当事務所のことを知りましたか？

ネットで「会社設立」について調べていて御社のことを知りました。

—何が決め手となって、業務を依頼しましたか？

電話で相談したとき、私が知りたかったことに

ついて詳しく説明してくれて、とても分かりやすかったからです。

—実際に業務を依頼されてみていかがでしたか？

早くできてよかった！
スピーディーに、いい感じに進めていただきました。

—どんな人が当事務所を活用すると良いと思いますか？

色々な人（笑）。
ビジネスのことにお詳しいので、色々な業界で、会社を設立したい人が銚立先生に頼むといいと思います。

<書籍紹介>

『「顧客消滅」時代のマーケティング』／小阪裕司（著）



本書の著者は、20年以上も「ワクワク系マーケティング実践会」を主宰されている小阪裕司氏。

これまでの著書はほとんど目を通していて、毎回多くの業績アップのためのヒントを得させてもらっています。

今回も多くのヒントを得ることができましたが、特に印象に残ったのが、「顧客リストの活用」について言及されていた点。

本書の特徴の一つとして、コロナ禍でも売り上げを伸ばし続けている店・企業の事例が多く紹介（しかも実名）されている点が挙げられますが、そういった店や企業は、もれなく「顧客リスト」を上手に活用しています。

では、
「顧客リスト活用時のよくある失敗とは？」
「顧客リストを上手く活用できない理由は？」
「顧客リストを上手く活用する方法は？」

本書を読めば、コロナ禍でも顧客リストを活用して、自社、お勤め先、取引先の業績をアップさせるヒントが得られると思います。

ぜひ手に取っていただきください。

<編集後記>

2年間使っていた iPhone XS を iPhone12 mini に機種変更しました。最近の iPhone は大型化が進んでいるので、最初、iPhone12 mini を手に取ったとき、「サイズ小さすぎないか？失敗したか？」との思いにかられましたが、今ではすっかり慣れて、快適に操作しています。それにしても最新の iPhone のカメラは本当に性能がいいですね。家では息子と猫の写真を撮りまくっています（笑）。

行政書士 銚立榮一朗事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の“ハッピーな将来を実現する”お手伝いしております。

<主要業務>

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許可申請 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 中小企業向け 経営アドバイザー & 財産コンサルティング

◎社内研修、顧客向け講演会・セミナー等の講師

についてもお気軽にご相談ください。

- 財産の問題で困っている
- 経営の問題で困っている
- お客様の問題解決の支援をしたい

お気軽に
ご連絡ください！

行政書士
銚立榮一朗事務所
HOKODATE EIICHI LAW OFFICE
Change&Revival 株式会社
宅地建物取引業免許 東京都知事(2)第94647号

〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 土日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <https://www.hokodate-jimusyo.com> >> **銚立 事務所** **検索**

ネットからも本紙を
見るができます。

詳しくはこちら →



または、「サポート通信オンライン」で検索
<https://hokodate-jimusyo.com/news.html>

* 送付先の変更をご希望の場合は、お気軽に当事務所までご一報ください！